

深川養鶏特別会員規約

第 1 条(名称等)

この会の名称は、特別会員と称します。

会の事務所は、山口県長門市東深川 1859-1 におきます。

第 2 条(目的)

本会は、深川養鶏をご愛顧下さるお客様にご入会いただき、会員ご本人様のお買物の便宜をお図りすることを目的とします。

第 3 条(会員としての特典)

- (1) 深川養鶏が不定期に開催する販売会で、深川養鶏が販売した商品のお買い上げ額の合計から5%の値引きを受けられます。
- (2) 会員は上記販売会のほか、深川養鶏製菓工場ならびに深川養鶏本部売店にてお買い物された合計額から5%の値引きを受けられます。
- (3) ギフトの早割情報などいち早くお得な情報をお送りいたします。
- (4) 販売会開催日や販売商品などの情報をお知らせいたします。

第 4 条(入会、およびカードの発行)

- (1) 本会への入会申し込みの受付は、郵送の他以下の受付窓口において随時行っております。

【郵送先】

〒 759-4101 山口県長門市東深川 1859-1
深川養鶏農業協同組合 本部事務所

【受付窓口】

山口県長門市東深川 707-1
深川養鶏農業協同組合 製菓工場
山口県長門市東深川 505-1
深川養鶏農業協同組合 プロイラーセンター
山口県長門市仙崎 303
深川養鶏農業協同組合 山口センター

- (2) ご入会希望のお客様は、所定の申し込み用紙に必要事項を記入の上お申し込み下さい。

第 5 条(会員証の発行)

- (1) 本会に入会された会員の方には会員証を発行致します。
- (2) 会員証はお買い物の際等に必要になりますので大切に保管してください。
- (3) 会員証は他人に譲渡することはできません。
- (4) 会員証は家族内においてのみ貸出ができるものとします。
- (5) 会員証の紛失、盗難、毀損の場合には、所定の手続きによるお申し出により再発行致します。なお、会員証再発行の場合は旧会員証は無効とします。

第 6 条(住所変更等の届出)

入会の際に届出た住所、氏名、電話番号についてご変更があった場合は、速やかにご入会された窓口まで届出てください。この届出がない場合には本会への届出済の内容に従って本会が発した通知は会員に到達したものとみなします。また、住所等が変更となり、本会に届出が無い場合には、会員カードのお渡し等ができない場合もありますので、ご注意ください。

第 7 条(個人情報の利用等)

- (1) 本会は、本約款に基づき、会員あての各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、個人情報(入会の際に届出いただいた氏名、住所、電話番号等)を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をした上で収集・利用いたします。
- (2) 会員は、本会に対し、会員ご自身の個人情報を開示するように求めることができ、開示請求により、会員ご自身の個人情報の内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対し、訂正等を求めることができます。また、個人情報保護法上の手続違反があった場合には、利用停止を求めることができます。

第 8 条((解約等)

- (1) この契約は、会員の申出により、いつでも解約することができます。
- (2) 解約手続きは、ご本人確認のため、原則として深川養鶏農業協同組合本部窓口並びに第4条に示す受付窓口にて行います。その際には会員証とご印鑑が必要となります。

第 9 条(会に関する相談窓口)

本会に関するお問い合わせ及び各種ダイレクトメール等での営業のご案内の中止の申出や個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせは、下記の本会受付窓口において承ります。

- 深川養鶏農業協同組合本部内 特別会員受付窓口
山口県長門市東深川 1859-1 電話 0837-22-2121 (代表)